第4号様式(第14条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

茅ヶ崎市指令第 //22 号
令和７年７月１日

厚木市金田９９６番地
有限会社　長澤商事
代表取締役　長澤　順一　様

茅ヶ崎市長　佐藤　光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許　可　番　号	第２９号
許可の年月日	令和７年７月４日
許可の有効期限	令和９年７月３日
事業の範囲	収集・運搬（積替・保管を除く。） 一般廃棄物（ごみ）
許可の条件	(1)　収集・運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成５年茅ヶ崎市条例第１号）及びその他関係法令を遵守して行うこと。 (2)　産業廃棄物または他の市町村から排出された一般廃棄物を茅ヶ崎市の処分施設に持ち込まないこと。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は市長となります。）裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は市長となります。）裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。